

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、既契約業務の一部において、業務の一時中止等の措置を実施しているところです。そのため、当所が公示する業務等については、当分の間、資格（参加）要件を下記のとおりに対応しますのでお知らせします。

記

（1）業務実績について

業務等の入札に関する資格要件や評価項目として、業務実績を求めているところであるが、令和2年2月27日以降に公示した業務等においては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づいて、業務の一時中止等を行ったことにより、完了しない業務等についても評価の対象とする。

ただし、契約の内容が確認できる書類（契約書等）及び通知に基づいて一時中止している事が確認できる書類を参加証明書に添付し、提出すること。

（2）手持ち業務量について

業務等の入札に関する資格要件や評価項目として、手持ち業務量を求めているところであるが、令和2年2月27日以降に公示した業務等においては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づいて、業務の一時中止等を行ったことにより完了が年度を越える業務のうち、新年度に行われる部分については手持ち業務量とみなさない。

ただし、契約の内容が確認できる書類（契約書等）及び通知に基づいて一時中止している事が確認できる書類を参加証明書に添付し、提出すること。

以上